

議案第51号 預金保険法に定める保険事故が生じた際の公金預金保護に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

小松島市地域の元気臨時交付金基金条例が平成27年3月31日をもって失効したため、関係する規定を削るもの。

預金保険法に定める保険事故が生じた際の公金預金保護に関する条例(平成14年小松島市条例第4号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(基金の処分の特則)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の各基金とは、次各号の条例に定められたものをいう。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 小松島市地域の元気臨時交付金基金条例(平成26年小松島市条例第7号)</u></p> <p><u>(9) 小松島市競輪施設整備等基金条例(平成26年小松島市条例第13号)</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>2 <u>第4条第2項第8号の規定は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>	<p>(基金の処分の特則)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の各基金とは、次各号の条例に定められたものをいう。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 小松島市競輪施設整備等基金条例(平成26年小松島市条例第13号)</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>__この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p>	<p></p> <p>削除</p> <p>改正</p> <p>削除</p> <p>削除</p>